

第 4 5 号議案

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 6 月 1 5 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

区長の平成 2 9 年 7 月分及び同年 8 月分の給料月額並びに副区長の同年 7 月分の給料月額を減額する必要がある。

中野区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

中野区長等の給料等に関する条例（昭和31年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 25 第2条の規定にかかわらず、区長の平成29年7月分及び同年8月分の給料月額並びに副区長の同年7月分の給料月額は、同条に定める区長及び副区長の給料月額にそれぞれ100分の90を乗じて得た額とする。
- 26 前項の規定は、第4条に規定する期末手当については、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。